



保護者の学び舎

第2回

ここでは、浜松市の福祉の現状や、身近な制度などについてお伝えしていきます。

「教育総合支援センター」について



浜松市教育委員会 指導課 教育総合支援担当課長 高橋祥二

1 教育総合支援センターのスタート

平成29年4月、教育総合支援センターがスタートしました。昨年度までの指導課の教育相談支援センターと教職員課の発達支援グループが統合され、新たなセンターとしてイーステージの7階に開設しました。管理グループ、相談グループ、外国人支援グループ、発達支援グループの4グループ編成です。

2 教育総合支援センターのねらい

教育総合支援センターのねらいは、①相談窓口の一元化 ②学校支援の充実です。

(1) 相談窓口の一元化

教育総合支援センターには、友達関係の悩み、学習の遅れ、いじめ、不登校、子供の行動特性、発達障害による問題行動、不適応行動、外国人児童生徒等の就学と適応に関すること等々、学校生活、家庭生活、子育て、教育に関わる諸々の相談が持ち込まれます。

教育総合支援センターは、このような保護者、学校からの多様化する教育相談、教育的ニーズに対して迅速、適切に対応していくことを目指しています。

教育・心理の専門家による電話相談、教育総合支援センターの相談室での来所相談、心理の専門家によるカウンセリング、発達支援・就学支援に関する相談、バイリンガル相談員の相談等もできます。

また、相談内容によってはより適切に応えるために、他の担当部署、専門機関につなげる相談のコーディネートをしていきます。

(2) 学校支援の充実（困難ケースのコンサルテーション、等）

学校を取り巻く課題として、教室徘徊、暴言暴力、いじめ、不登校、など不適応行動、問題行動の増加があります。それらの要因は、子どもの発達の問題、環境の問題、保護者や家庭の問題等が複雑化、複合化しており、問題解決が難しいケースが増えています。

教育総合支援センターでは、各グループの連携により相談グループの指導主事、発達支援グループの指導主事、臨床心理士がチームを組み、学校訪問をして困難ケースへのコンサルテーションを行い、学校支援を充実させていきます。

3 発達支援教育に関わる業務

発達支援グループが発達支援教育に関わる業務を担当しています。主な業務内容としましては、①就学相談、就学支援 ②発達支援学級、通級指導教室の設置、運営 ③学校支援として巡回相談、専門家チーム会議、交流及び共同学習推進等 ④人的支援としてスクールヘルパー、発達支援教育指導員 ⑤医療的ケア等です。

今年度になって、保護者から、発達支援教育に関わる相談が多数寄せられています。

例えば、「わが子が発達支援学級に在籍していて、通常の学級との交流学习を希望しているができるのか。」「発達支援学級の学習内容がわが子の実態に合っていないと感じるがどうしたらよいか。」「通級指導教室を考えていて、見学・相談したいのだがどうすればよいか。」「わが子は学習障害だが、授業中、タブレットの使用はできるか。(合理的配慮として)」等々です。必要に応じて学校と相談したり、学校と保護者との間に入って一緒に考えたりして、相談の解決に取り組んできました。

子どもの教育、子育て、学校のこと等で困った状況、心配なことがありましたら、まずは電話でご相談ください。

電話番号	相談グループ	053-457 - 2424
	外国人支援グループ	053-457 - 2429
	発達支援グループ	053-457 - 2428